

(陳受30第14号)

国に対して、「放課後児童クラブの職員の職員配置基準等の堅持、及び放課後児童支援員等の処遇改善を求める意見書」の提出を求めることに関する陳情

受理年月日

平成30年11月26日

陳情者

武蔵野市学童クラブ連絡協議会
代表 高野 礼子

陳情の要旨

2015年より「子ども・子育て支援新制度」が施行されています。放課後児童クラブには「放課後児童支援員」という資格を持つ者の配置が児童福祉法で「従うべき基準」として定められ、その内容が厚生労働省令で示されました。

一方、地方分権改革の提案募集において、全国的に学童クラブ職員、特に有資格者の人材不足が深刻化し、運営に支障が生じているとして、従うべき基準の規制緩和を求める提案が地方から国に提出されています。これを受け、国は、当該従うべき基準を参酌化することについて、地方分権の場で検討させる方向で議論をしております。

武蔵野市では、厚生労働省の省令改正にて新設された基準である「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの」について、「市長が適当と認める」基準を「5,000時間以上同事業に従事した者」とする条例改正案が6月の議会で可決されました。この「5,000時間以上」という基準については、現場の経験を積むのに十分な時間であることと私たち保護者は認識しており、また、市長が「基準や資格を緩和させることは考えていない」と議会でも答弁しているため、保護者には「当面、武蔵野市は大丈夫」という安心感があります。

しかし、「将来はどうなるのか」、「子どもの安全を守る基準について、なり手がいないから下げるといふ国の動きはいかがなものか」という不安が残ります。仮に、「従うべき基準」での職員配置基準が現在の「1支援単位につき2名」から緩和されてしまうと、児童の安全の確保が困難になります。これは保護者としては看過できないものであります。

放課後児童クラブにおける児童の安全を確保するためには、支援員の量の確保と質の向上が不可欠です。そのためには支援員の処遇改善が求められます。支援員が長期間安心して勤務でき、十分な研修と経験を積み、安定した給与が保障されることが、なり手不足を解決する道だと私たちは考えます。

つきましては、貴議会より国に対して、下記に記した意見書を提出して下さるよう、陳情いたします。

記

- 1 放課後児童クラブの職員の職員配置基準等に係る従うべき基準について、児童の安全を確保されるよう堅持すること。
- 2 放課後児童支援員等について、給与等の処遇の改善のさらなる対策を推進す

ること。